

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当たる
がとき
日は、
休きと
の翌日)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年十一月十三日	やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三番地 福田ビル三号

鳥取県告示第千三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

鳥取県告示第千三十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

告 示

◆告 示
被爆者一般疾病医療機関の指定
保安林の指定の解除
解除予定の保安林(二件)
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
土地収用法による土地の立入り(二件)
開発行為に関する工事の完了(四件)
道路交通法による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県 公委員会の掲示板の設置場所
◆公 告 林業改良指導員資格試験の実施

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字村屋敷六二の一から六二の四まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡北条町大字松神字灘際一、二八三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 飛砂の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在	
	場所	市郡名
水源かん養保安林 土砂流出防備保安	八頭	河原・郡家
" "	若	村を除く全町
智 八	東	桜
頭	東	桜
一〇・一三	智	八
頭	東	桜

保安林の種類	場所	皆伐面積の限度	
		(ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林 土砂流出防備保安	八頭	一、七六四・九四	八頭地区
" "	若	八・二二	
智 八	東	〇・一四	
頭	東	八	

千害防備保安林		水源かん養保安林		土砂流出防備保安		林		千害防備保安林		水源かん養保安林		土砂流出防備保安		林
東伯	倉吉	鳥取	岩美	高氣	岩美	鹿	青岩	氣鹿	福國	郡河	河原	用	船用	佐用
野	美谷	高野	谷部	府美	家原	原	原郡	河原	郡家	河原	郡家	瀬	岡治	瀬岡
水谷	高路	長谷										赤波	水口	殿赤
一 四 四 六 一	一 五 八 二	一 五 八 二	一 四 二 六	一 〇 三 四	一 六 三 九	七 四 ・ 八 六	一 七 六	〇 ・ 三 〇	一 〇 〇 ・ 〇 八	一 九 ・ 〇 六	六 ・ 五 八	八 六 七 ・ 五 三	六 ・ 五 八	○ ・ 九 二 池 ノ 内 下 平
倉吉地区	水谷	高路	長谷	谷谷	谷谷	青鹿	氣鳥	福福	國國	郡郡	河河	鳥取地区	赤波	赤波
二 四 四 六 一	一 五 八 二	一 五 八 二	一 四 二 六	一 〇 三 四	一 六 三 九	七 四 ・ 八 六	一 七 六	〇 ・ 三 〇	一 〇 〇 ・ 〇 八	一 九 ・ 〇 六	六 ・ 五 八	八 六 七 ・ 五 三	六 ・ 五 八	○ ・ 九 二 池 ノ 内 下 平
千害防備保安林	水谷	高路	長谷	谷谷	谷谷	青鹿	氣鳥	福福	國國	郡郡	河河	鳥取地区	赤波	赤波
西伯	日野	米子	"	"	"	林	"	"	"	"	"	"	"	"
大江溝	西岸	会大中	溝口	江府	西伯	日野	西伯	日野	西伯	日野	西伯	東伯	東伯	東伯
山府口	伯本見	山山	溝口江府	西伯	日野	西伯	日野	西伯	日野	西伯	日野	東伯	東伯	東伯
字か宮 一内 大ほ														
二 二 一 八	三 二 一 八	〇 ・ 一 〇	五 ・ 二 八	四 ・ 五 四	一 ・ 三 三	三 八 ・ 一 六	〇 ・ 六 四	五 九 〇 ・ 二 〇	〇 ・ 七 六	〇 ・ 七 四	〇 ・ 八	一 ・ 〇 〇	一 ・ 七 六	七 四 ・ 六 八
宮内 坊領	江	溝	米	西	岸	会大中	米子地区	米子地区	杉	金屋	楓下	大谷	宮内	志津
府	口	子	伯	本見	山山	山山	地	地	杉	楓下	屋下	谷内	原尾	志津
吉	朝	朝	伯	金	朝	東	志	志	楓	金屋	屋下	谷内	原尾	志津

水源かん養保安林	日野	西	"	"
土砂流出防備保安林	日野・日南	伯	赤	松門
"	"	伐	長	大谷奥
"	"	株	田	孝靈山ほ
"	"		門	か二字
九八五・二九	〇・一〇	〇・八二	二・二〇	〇・〇六
一三・一二	日野地区	大谷奥	孝靈山	門野
四・一七	日野	法勝寺	法勝寺	法勝寺
日南	〇・一〇	〇・八二	二・二〇	〇・〇六

鳥取県告示第千四十二号

土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一起業者

建設大臣

事業の種類

一般国道五十三号(鳥取南バイパス)改築事業

立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市の場字大樋詰及び字中野、叶字樋詰及び字四反田、宮長字上坪、字棚田、字竹ヶ鼻、字管田、字下宝殿、字大土手、字五反田及び字井原、吉成字外河原、字中島河原、字上河原土手ノ外及び字中河原土手外、服部字下河原ノ二、字上土手之外、字中道ノ一、字中道ノ二、字津波道東、字津波道西及び字津波西ノ一、菖蒲字御通り、字鳥居綴東割、字深免東、字深免西、字中ノ丁、字寺ノ前、字新規干、字西ノ前、字閔ノ元、字納原、字西海士及び字八反田、古海字三本松、字二町田、字西中田ノ二、字西中田ノ一、字上町田ノ一、字中寛、字上池ノ内、字下池ノ内及び字下池ノ内ノ二並びに徳尾字土山崎、字下山崎、字大樋ノ上、字千草面、高平地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年十二月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

字前田、字蛇尾ノ一及び字蛇尾ノ三地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年十一月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第千四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年五月二十七日 鳥取県指令受都計第一百九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市馬場字下法蓮

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六番地

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

鳥取県告示第千四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年八月九日 鳥取県指令受都計第一百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市中島三八五番地二

株式会社西米商事

代表取締役 富長野武男

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県告示第千四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月十六日 鳥取県指令受都計第三百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市興南町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉四丁目六七四番地 佐竹幸子

鳥取県告示第千四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百零四条の附則第五項において準用する同法第三十六條第三項の規定による告示する。

昭和五十三年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

- 一 開発許可の年月日及び地印
昭和五十一年一月二十日 鳥取県指令受付土維第六十一号
- 二 開発区域に含まる地域の名称
東伯郡赤崎町大字赤崎山ノ前、字鶴ヶ沢及び字下鶴ヶ沢
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東伯郡赤崎町大字赤崎一九九七番地一

赤崎町農業協同組合
組合長理事 森山忠久

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十回印

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第一百七十号）第一一十七条第一項に規定する道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第七十五条第四項の規定による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所を次のとおり定める。

昭和五十三年十一月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 団 新 平

鳥取市安良字西魚尾一七七番地の二 鳥取県警察本部交通部運転免許課前

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、昭和53年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和53年12月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。以下同じ。）において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者うち昭和55年2月8日までに卒業する見込みの者、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者、又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科の検定に合格した者
- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）

による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定課程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和54年2月9日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書を添え、昭和54年1月5日までに知事に提出すること

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和53年12月15日（金）から昭和54年1月5日（金）まで（郵送の場合、昭和54年1月5日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地 烏取県農林部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和54年2月9日（金） 9時から
口述試験 昭和54年2月9日（金） 13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 烏取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	林業機械、林産化学及び木材加工のうち一項目

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

4 試験資格認定申請書

(3) 卒業証明書、卒業見込み証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(2)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証する職歴証明書

昭和53年12月1日 曜金 日

- (5) 写真（最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の半身型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 1,000円
 - (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- (3) 出納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の公表
- 試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。
- 6 その他
- (1) 試験に関し不正な行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
 - (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。
なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。